

長浜市企業内人権教育推進協議会規約

(目的)

第1条 本市の企業内人権教育を総合的に推進し、もって差別のない明るい企業環境をつくることを目的として、長浜市企業内人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、本市人権教育の基本方針に基づき、次の事業を行う。

- (1) 企業内人権教育の総合的推進に関すること。
- (2) 企業および関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他企業内人権教育推進のため協議会が必要と認めること。

(構成)

第3条 協議会は原則として従業員20人以上の規模の企業に設置された「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」および関係機関の関係職員をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長	1人
副会長	1人
理事	若干人
参与	若干人
監事	2人

- 2 会長および副会長は、理事の互選によってこれを定める。
- 3 理事は、会長が協議会に諮ってこれを指名する。
- 4 参与は、会長が協議会に諮ってこれを委嘱する。
- 5 監事は、会長が協議会に諮ってこれを指名する。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は会務を総理し協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、協議会の重要事項について審議する。
- 4 参与は、事業の円滑な運営を図るため、助言等支援を行う。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は総会および理事会とし、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、協議会の最高議決機関とし、原則として年1回開催する。

3 理事会は総会に次ぐ議決機関とし、会長、副会長、理事および監事をもって構成し、協議会の重要事項を審議する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、長浜市産業観光部商工振興課内に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は昭和58年7月26日から施行する。

この規約は昭和62年7月23日から施行する。

この規約は平成10年6月 2日から施行する。

この規約は平成12年5月24日から施行する。

この規約は平成14年5月31日から施行する。

この規約は平成16年5月27日から施行する。

この規約は平成18年5月25日から施行する。

この規約は平成19年5月22日から施行する。

この規約は平成21年5月19日から施行する。

この規約は平成26年5月22日から施行する。

この規約は平成28年4月1日から施行する。